

## 第6章 解説サインの配置計画

解説サインについて、より詳細な現状分析と配置検討を要すると考えられるため、山上部と山林部について、具体的な配置計画を検討した。なお、山麓部については、将来的に復元整備を含めた史跡整備事業を予定しているため、具体的な整備計画・設計の策定時に別途検討することとする。

### 第1節 山上部の解説サイン配置計画

#### 1. 現状の整理

山上部は、明治43年に初代天守が建設されて以来、公園整備・観光開発がなされてきた。特に昭和48年(1973)に放映されたNHK大河ドラマ「国盗り物語」等の影響で、昭和後期に観光施設の整備が行われ、解説板等も設置された。それに引き続き現在に至るまで、岐阜城の歴史や遺構について解説する説明板も多数設置されてきた。

しかし、これらの説明板は史実に基づいた記述がされていないものが多い、記述内容が偏っている、近年の調査結果で判明した城郭の要素について説明されていないなど、改善すべき点が多くみられる。

また、設置年や設置者、設置目的が多岐にわたり、史跡と直接的な関係のない事柄についての説明板も存在し、結果的に来訪者に分かりやすい説明とはなっていない。

今後の史跡整備にあたり、山上部の説明板を改善するため、現状を整理し、望ましい解説サインの内容・配置等を検討した。

#### (1) 既設説明板の現状

##### 1) 既設説明板の分類と整理

平成23年度に岐阜市教育委員会が作成した「金華山・看板標識台帳」を基に、史跡内の要素について説明したものや、岐阜城跡の歴史を解説した説明板を抽出し、整理を行った。

既設の解説サインのうち、岐阜城の歴史や城郭遺構等について解説したもの、又はそれらへの誘導・案内を主に表示するサインは、合計26基存在する。それらの説明板を、「第3章第1節 サインの機能的な分類」(P.43)に従って分類すると、下記のとおりとなる。

#### 1. 解説サイン

**A** 主に岐阜城跡の歴史・概要に関する解説をしたもの・・・7基

**B** 城郭遺構等、史跡を構成する要素について解説したもの・・・7基

**B** 主に登山道に関する事項を説明したもの・・・4基

①史跡の価値とは直接的な関係のないことについて解説したもの・・・2基

#### 2. 認識サイン

**D** 岐阜城跡を構成する要素に関する名称表示・・・2基

②史跡の価値とは直接的な関係のない名称表示・・・3基

#### 3. 案内・誘導サイン

**F** 遺構への誘導・・・1基

## 2) 既設説明板の現状まとめ

1 は、保存管理計画において、史跡を構成する要素に位置付けたものについての解説を行ったものである。基本的にこれらの解説は必要と考えられる。

このうち、主に岐阜城全体の歴史や歴代城主等について解説したものが 9 基存在する。これらの事項については、登山道や動線の起点にて、解説を行うこととしている（「第 5 章 第 1 節 2. サインの配置計画」）。また、ガイダンス施設や解説ツール（パンフレットやガイドブック）等でも合わせて行う予定である。現状の設置数が多すぎることもあり、これらのサインは、設置の経緯や必要性を十分吟味しつつ、整理を検討しなければならない。

また、個別の曲輪や遺構等の解説を行っているものが 7 基存在する。これらの解説もある程度必要なものと考えられるが、こちらも再検討が必要と考えられる。それぞれの要素の前に、大きな規格で文字が多い解説板があると、史跡の景観への影響もある上に、園路において来訪者が度々立ち止まり円滑な移動の妨げになるため、特に必要な情報が伝わらない可能性がある。また内容についても、現況では軍記物等から引用したと思われる史実に即さない事項を説明し、名称もそれにならった表記で表示したものがあつた。これらは今後適切なものに修正する必要がある。その他、堀切や天守南西通路の石垣等、重要な城郭遺構であるのに、表示や解説がされていないものがある。これらについては、今後サイン設置を検討する必要がある。

その他、主に登山道の下り口に設置されているサインが 4 基存在し、道の表示や説明を行っている。登山道については、下り口の表示は必ず必要になるが、登山道の詳細な解説を、下り口で行う必要はないと考えられる（登り口に総合的なサインを配置するため）。また、七曲登山道と水手道（めい想の小径）・馬の背登山道ではサインの規格にそれぞればらつきがあるので、統一的なサインが望ましい。また、東坂ハイキングコースは分岐点の標柱の解説があるだけなので、他の登山道と同程度のサインを設置する必要がある。

2 の名称表示、3 の案内・誘導サインは観光振興の観点や利用者の円滑な移動に寄与するものとして必要性は十分考えられるが、設置位置や記載内容、サインの仕様について、再検討が必要である。

なお、近年設置された宗教施設や、岐阜城跡と直接関係のない事項について解説したサインが合計 5 基存在する（①、②）。これらは、来訪者に史跡の間違った認識を与えてしまう可能性が高いため、設置の経緯等を考慮しつつ将来的に撤去・移設を検討しなければならない。

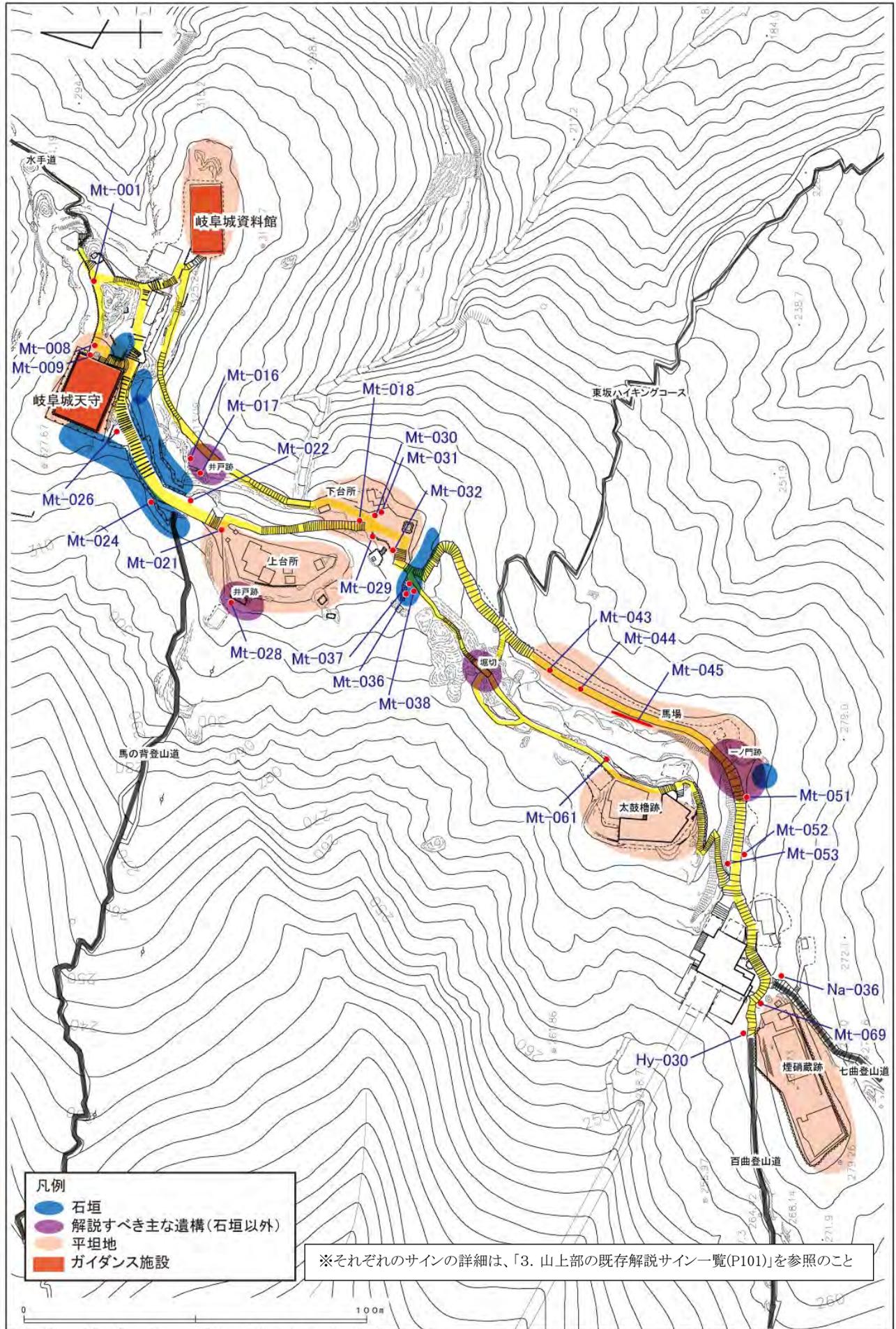


図 6-1 既設説明板設置位置図及び要素位置図 (山上部)

## (2) 山上部の遺構の分布と利用状況の整理

### 1) 解説すべき山上部の要素

山上部には石垣、巨石列、井戸、堀切等の城郭遺構が所々に存在し、現在もそれらの遺構を見学することができる。これらは山上部の見どころ・解説すべき要素である。

また山上部の各平坦地（曲輪）は、明治以降の改変や斜面の崩落がみられるところもあるが、その形状をおおむね留めている。これらは絵図との対比が可能で、来訪者に往時の平坦地の性格を解説することも必要と考えられる。

これら、城郭遺構及び各曲輪についての解説を平易な表現で来訪者に伝える必要がある。

### 2) 山上部へのアクセス方法と動線の起点

山上部へのアクセスは2つの方法がある。すなわち、徒歩移動とロープウェーである。

来訪者が徒歩でアクセスする場合は、10本ある登山道を利用して（山林部を経由して）登ることとなる。この場合、来訪者の史跡の利用起点となるのは、各登山道の登り口（史跡境界付近）となる。よって、徒歩で山上部を訪れる来訪者に対しては、史跡の概要や歴史等は各登山口において解説することとなる。

一方、ロープウェーで山上を訪れる来訪者は、史跡範囲外からロープウェーを使用し、山林部を飛び越える形で山上部を訪れる。この場合、史跡の利用起点は、ロープウェー山頂駅の前付近ということになる。よって、ロープウェー使用者に対しては、史跡の概要や歴史等は、ロープウェー山頂駅前で解説することとなる（ただし、山麓部整備後の主要動線として、「山麓部を見学した後にロープウェーに乗って山上部を訪れる」ということがあり得る。その場合は、山麓部の利用起点にも同様に総合的な説明板が必要になると考えられる。）。

## 2. 整備方針と配置計画

### (1) 整備方針

既設説明板の現状と、山上部の現状を踏まえて、山上部における解説サインの整備方針については、以下のように定める。

なお、設置するサインの仕様については、「第4章 サイン整備計画」に則って整備する。

- ・ 史跡の概要や歴史等の全体的な解説は、想定される動線の起点(ロープウェー山頂駅前を想定)においてのみ行う。
- ・ 史跡の価値を示す重要な遺構(曲輪や石垣等)においては、その解説サインを整備する。また、主要園路から遺構が離れている場合は、園路からの案内・誘導機能を検討する。
- ・ 解説サインはなるべく平易な文章となるように努め、文字数は100文字程度とする。また、歴史的な解説は史実や調査成果に基づいた、信憑性の高いものとするよう努める。
- ・ 整備にあたっては、遺構への影響を考慮し、可能な限り既存サインを利用する。また、改築する場合も、既設サインの基礎を利用するなど、史跡への影響を軽微とするよう努める。
- ・ 名称や解説文については、基本的に英文を併記する。また、名称表示についてのみ、その他の言語の併記も検討する。
- ・ 下記表の性格を持つサインについては、今後極力設置しない。また、これらの性格を持つ既設サインについては、撤去・移設を検討する。

表 6-1 設置を避けるべきサイン (山上部)

・ 史跡と直接関係のない事項についての解説及び名称表示
・ 既に設置されているサインと同じ事項についての解説 (重複を防止)
・ 来訪者の円滑な移動の妨げとなるサイン

### (2) 配置計画

整備方針を踏まえ、山上部における解説サインの今後の配置を別図のとおり検討した。

配置にあたっては、既存サインの利用を考慮し、全く新たに新設するものと、既存サインの再利用や、既存サインを移設して再利用するものを分けて表示している(詳細な設置位置については、設置時に改めて検討して設置する)。

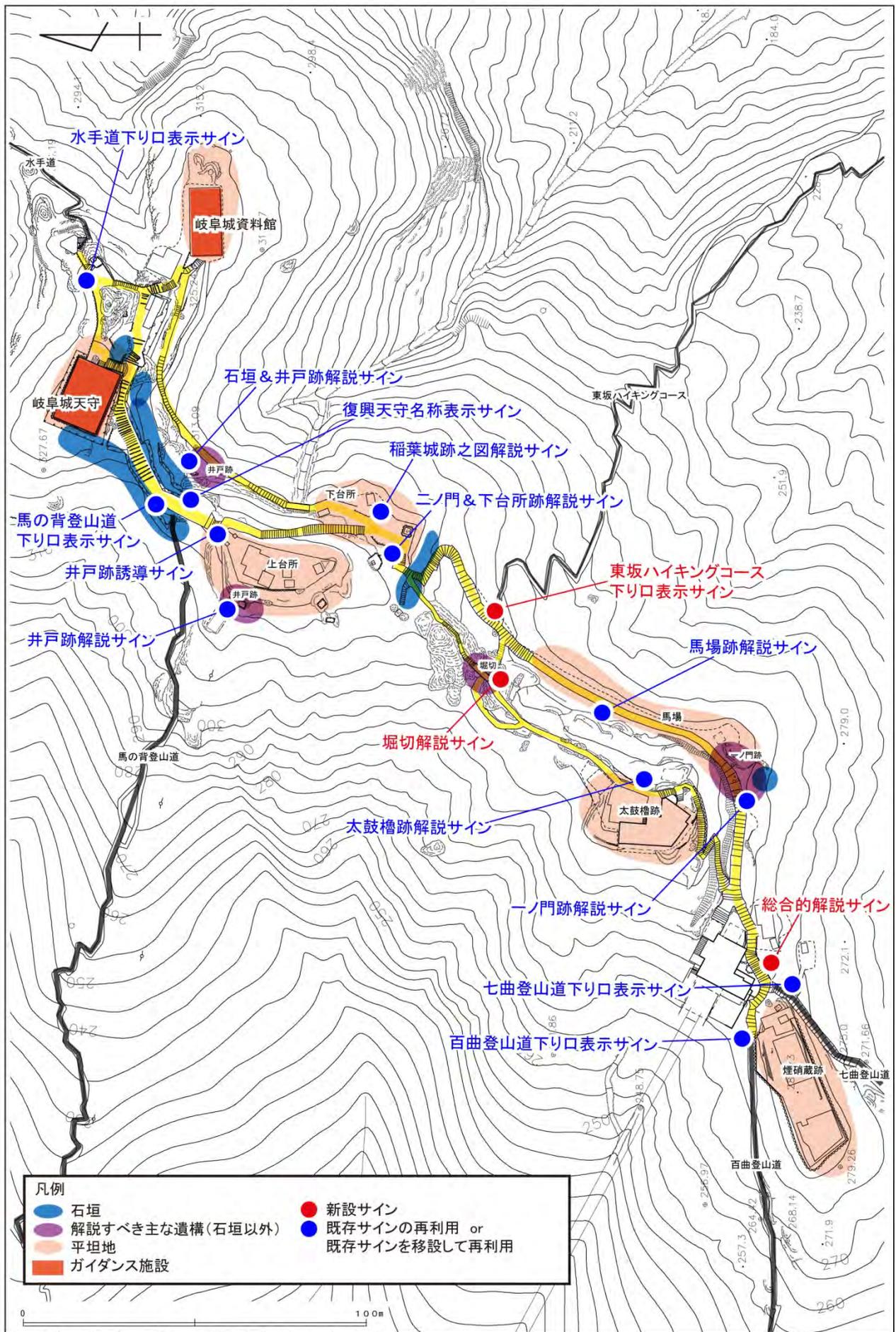


図 6-2 山上部解説サイン配置計画図

### (3) 各解説サインに表示する内容

史跡全体のサイン整備方針等も考慮し、各ポイントの解説サインの表示内容は、以下の通りとなる。

#### ●地区拠点

##### ① 山上部起点（ロープウェー山頂駅前を想定）

- ・ 史跡の名称表示（「史跡岐阜城跡」）
- ・ 史跡の概要や歴史、山上部全体の解説等の総合的解説
- ・ 地図による案内・誘導機能

##### ② 登山道入口（下り口）

- ・ 下り口の表示（〇〇登山道 等）
- ・ 地図による案内・誘導機能（必要に応じて）
- ・ 山麓までの距離、時間 等

#### ●個別要素（遺構等）

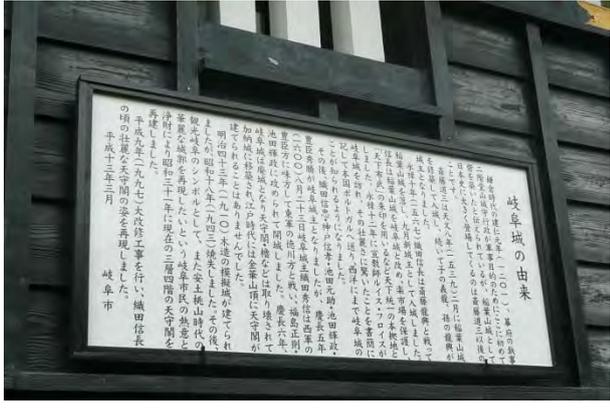
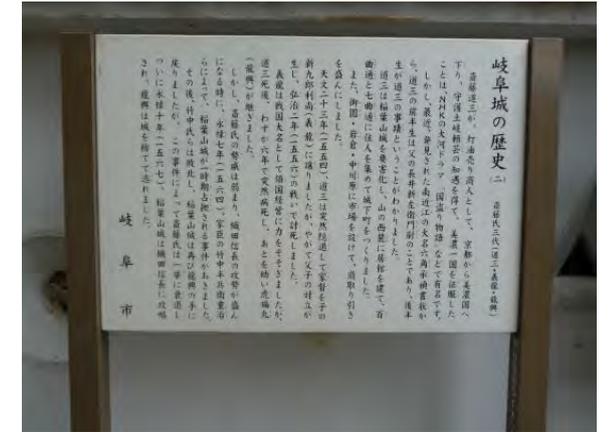
- ・ 個別要素の解説（遺構の名称、簡単な解説、理解を助ける図や写真 等）

## 3. 山上部の既存解説サイン一覧

- 本項は、山上部の既存解説サインの現状を整理した資料で、平成23年度に岐阜市が調査を実施し作成した「金華山看板台帳」を基に作成した。
- サインは、「第3章 第1節 サインの機能的な分類」(P.43)の分類別に整理を行った。
- 整理した項目は、台帳番号、表示されている名称、設置者、設置位置、表示内容、その解説サインの評価等である。
- 形態・意匠、記載内容が同じのものについては同一種類のサインとして取り扱い、まとめている。
- 「設置者」は、基本的にサインに記載のある団体名とした。(不明)としたものについては、サインに団体名等の記載がなかったことを示す。ただし、明らかに設置・管理者が分かるものについては記載している。
- 評価については、基本方針等から導かれるそのサインの評価(サイン機能、サインの場所性、記載内容の妥当性等)である。

1. 解説サイン A 史跡岐阜城跡の概要・歴史等の解説

(主に岐阜城跡の歴史・概要に関する解説をしたもの〔1/2〕)

																									
<table border="1"> <tr><td>台帳番号</td><td>Mt-009</td></tr> <tr><td>名称</td><td>岐阜城の由来</td></tr> <tr><td>設置者</td><td>岐阜市</td></tr> <tr><td>設置位置</td><td>天守入口付近の壁面に貼り付け</td></tr> <tr><td>表示内容</td><td>岐阜城の歴史と復興天守の解説</td></tr> <tr><td>評価</td><td>(場所性)必ずしも当該地に必要ない。</td></tr> </table>	台帳番号	Mt-009	名称	岐阜城の由来	設置者	岐阜市	設置位置	天守入口付近の壁面に貼り付け	表示内容	岐阜城の歴史と復興天守の解説	評価	(場所性)必ずしも当該地に必要ない。	<table border="1"> <tr><td>台帳番号</td><td>Mt-026</td></tr> <tr><td>名称</td><td>岐阜城の歴史(三)</td></tr> <tr><td>設置者</td><td>岐阜市</td></tr> <tr><td>設置位置</td><td>天守南側通路沿い</td></tr> <tr><td>表示内容</td><td>岐阜城の歴史(織田氏三代に関すること)</td></tr> <tr><td>評価</td><td>(場所性)必ずしも当該地に必要ない。</td></tr> </table>	台帳番号	Mt-026	名称	岐阜城の歴史(三)	設置者	岐阜市	設置位置	天守南側通路沿い	表示内容	岐阜城の歴史(織田氏三代に関すること)	評価	(場所性)必ずしも当該地に必要ない。
台帳番号	Mt-009																								
名称	岐阜城の由来																								
設置者	岐阜市																								
設置位置	天守入口付近の壁面に貼り付け																								
表示内容	岐阜城の歴史と復興天守の解説																								
評価	(場所性)必ずしも当該地に必要ない。																								
台帳番号	Mt-026																								
名称	岐阜城の歴史(三)																								
設置者	岐阜市																								
設置位置	天守南側通路沿い																								
表示内容	岐阜城の歴史(織田氏三代に関すること)																								
評価	(場所性)必ずしも当該地に必要ない。																								
																									
<table border="1"> <tr><td>台帳番号</td><td>Mt-030</td></tr> <tr><td>名称</td><td>岐阜城の歴史(二)</td></tr> <tr><td>設置者</td><td>岐阜市</td></tr> <tr><td>設置位置</td><td>下台所</td></tr> <tr><td>表示内容</td><td>岐阜城の歴史(斎藤氏三代に関すること)</td></tr> <tr><td>評価</td><td>(場所性)必ずしも当該地に必要ない。</td></tr> </table>	台帳番号	Mt-030	名称	岐阜城の歴史(二)	設置者	岐阜市	設置位置	下台所	表示内容	岐阜城の歴史(斎藤氏三代に関すること)	評価	(場所性)必ずしも当該地に必要ない。	<table border="1"> <tr><td>台帳番号</td><td>Mt-031</td></tr> <tr><td>名称</td><td>岐阜城跡図</td></tr> <tr><td>設置者</td><td>不明</td></tr> <tr><td>設置位置</td><td>下台所</td></tr> <tr><td>表示内容</td><td>稲葉城跡之図(伊奈波神社蔵)の解説</td></tr> <tr><td>評価</td><td>(機能)・往時の景観と比較したデータを現地 で得ることができる。</td></tr> </table>	台帳番号	Mt-031	名称	岐阜城跡図	設置者	不明	設置位置	下台所	表示内容	稲葉城跡之図(伊奈波神社蔵)の解説	評価	(機能)・往時の景観と比較したデータを現地 で得ることができる。
台帳番号	Mt-030																								
名称	岐阜城の歴史(二)																								
設置者	岐阜市																								
設置位置	下台所																								
表示内容	岐阜城の歴史(斎藤氏三代に関すること)																								
評価	(場所性)必ずしも当該地に必要ない。																								
台帳番号	Mt-031																								
名称	岐阜城跡図																								
設置者	不明																								
設置位置	下台所																								
表示内容	稲葉城跡之図(伊奈波神社蔵)の解説																								
評価	(機能)・往時の景観と比較したデータを現地 で得ることができる。																								

1. 解説サイン **A** 史跡岐阜城跡の概要・歴史等の解説  
 (主に岐阜城跡の歴史・概要に関する解説をしたもの〔2/2〕)

<p>岐阜城の歴史 二階堂行政・長井新左衛門尉</p> <p>十三世紀のはじめ(建仁のころ)、鎌倉幕府の政所令二階堂行政に、ここに館を構えたのが築城のはじめです。二階堂氏は鎌倉の二階堂に住む氏を称えました。その一門は、関東から美濃・伊勢・相模などで豪族として栄えました。美濃の場合、関の新長谷寺(春日観音)を建てたのも二階堂氏です。</p> <p>その後、行政の子孫はここに居城し、種を稲葉氏と改めた稲葉山城といわれるようになりました。</p> <p>戦国時代の動乱の中で、土味・斎藤氏の一族が稲葉氏の管理権を利用して、ふたたび城を築き、城下町もできました。天永五年(一五二五)、美濃國で内乱があり、守護土岐氏と守護代斎藤氏の権威は、長井氏に移りました。稲葉山城も斎藤氏の一族が居城していましたが、斎藤氏に逐逐され、長井新左衛門尉の居城となりました。新左衛門尉は斎藤道三の父親といわれ、大永から享徳年間(一五二一〜三〇)の史料に、名前がしばしば出てきます。</p> <p>岐阜市</p>		<p>岐阜城の歴代城主</p>	
台帳番号	Mt-044	台帳番号	Mt-045
名称	岐阜城の歴史(一)	名称	岐阜城の歴代城主
設置者	岐阜市	設置者	不明
設置位置	馬場	設置位置	馬場
表示内容	岐阜城の歴史(二階堂行政～長井新左衛門尉)	表示内容	岐阜城の歴代城主についての解説
評価	(場所性)必ずしも当該地に必要ない。	評価	(場所性)必ずしも当該地に必要ない。
<p>岐阜城の歴代城主</p>			
台帳番号	Mt-053		
名称	岐阜城の歴代城主		
設置者	岐阜市		
設置位置	一ノ門西側(動線分岐点付近)		
表示内容	歴代城主を中心とした岐阜城の歴史年表		
評価	(場所性)必ずしも当該地に必要ない。		

1. 解説サイン B 重要な遺構・地区や眺望等の解説

(城郭遺構等、史跡を構成する要素について解説したもの〔1/2〕)

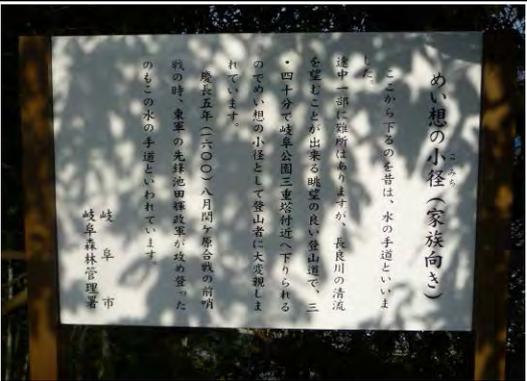
			
台帳番号	Mt-032	台帳番号	Mt-043
名称	二の丸門跡	名称	馬場跡
設置者	岐阜市	設置者	岐阜市
設置位置	下台所の塀に取り付け	設置位置	馬場
表示内容	二ノ門の解説	表示内容	馬場の説明
評価	<p>(機能) 曲輪の解説自体は必要。</p> <p>(場所性) 妥当</p> <p>(その他) 記載内容の修正が必要。</p> <p>・門や塀自体、歴史的な調査・検討を経て設置されたものではない。</p>	<p>(機能) 平坦地の解説自体は必要。</p> <p>(場所性) 妥当</p> <p>(その他) 記載内容の修正が必要。</p> <p>・老朽化が進んでいる。</p>	
			
台帳番号	Mt-051	台帳番号	Mt-061
名称	上格子門跡	名称	七間櫓跡と土塀跡
設置者	岐阜市	設置者	岐阜市
設置位置	一ノ門	設置位置	太鼓櫓付近
表示内容	一ノ門についての解説	表示内容	太鼓櫓と塀の解説
評価	<p>(機能) 遺構の解説自体は必要</p> <p>(場所性) 妥当</p> <p>(その他) 記載内容の修正が必要。</p>	<p>(機能) 曲輪の解説自体は必要</p> <p>(場所性) 現在より若干南西側が望ましい。</p> <p>(その他) 記載内容の修正が必要。</p>	

1. 解説サイン **B** 重要な遺構・地区や眺望等の解説  
 (城郭遺構等、史跡を構成する要素について解説したもの〔2/2〕)

			
台帳番号	Mt-016	台帳番号	Mt-017
名称	岐阜城の井戸(本丸井戸)	名称	岐阜城 本丸井戸
設置者	岐阜市	設置者	不明
設置位置	天守南西通路下の井戸跡前	設置位置	天守南西通路下の井戸跡前
表示内容	井戸跡の説明	表示内容	井戸跡の名称表示と説明
評価	(機能)・井戸跡の解説自体は必要。 ・真上の石垣の解説がされていない。 (場所性)妥当。 (その他)記載内容の修正が必要。	評価	(機能、場所性)・説明板と重複
			
台帳番号	Mt-028		
名称	岐阜城の井戸(金銘水)		
設置者	岐阜市		
設置位置	上台所下の井戸跡		
表示内容	井戸跡の解説		
評価	(機能、場所性)井戸跡の解説は必要。 (その他)記載内容の修正が必要。		

1. 解説サイン B 重要な遺構・地区や眺望等の解説

(主に登山道に関する事項を説明したもの〔1/1〕)

			
台帳番号	Mt-001	台帳番号	Mt-024
名称	めい想の小径(家族向き)	名称	【下山注意】馬の背登山道
設置者	岐阜市・岐阜森林管理署	設置者	岐阜市・岐阜森林管理署
設置位置	水手道(めい想の小径)の下り口	設置位置	馬の背登山道下り口
表示内容	登山道の説明	表示内容	登山道の表示・注意喚起
評価	(機能)下り口の表示は必要 (場所性)妥当 (その他)・下り口での道の解説内容や量の再検討が必要。	評価	(機能)下り口の表示は必要 (場所性)妥当 (その他)・下り口での道の解説内容や量の再検討が必要。
			
台帳番号	Na-036	台帳番号	Hy-030
名称	七曲登山道	名称	百曲登山道(健脚向き)
設置者	岐阜市	設置者	岐阜市
設置位置	七曲登山道下り口	設置位置	百曲登山道下り口
表示内容	登山道の説明	表示内容	登山道の説明
評価	(機能)下り口の表示は必要 (場所性)妥当 (その他)・解説内容や量の再検討が必要。 ・老朽化が進んでいる。	評価	(機能)下り口の表示は必要 (場所性)妥当 (その他)・解説内容や量の再検討が必要。 ・老朽化が進んでいる。

①. 史跡の価値とは直接的な関係のないことについて解説したもの

			
台帳番号	Mt-008	台帳番号	Mt-029
名称	お城時計	名称	岐阜城題目塚の由来
設置者	岐阜市	設置者	不明
設置位置	天守前	設置位置	下台所
表示内容	岐阜城所蔵の時計の説明	表示内容	題目塚の説明
評価	(機能)・岐阜城跡と直接の関係性が薄い	評価	(機能)・岐阜城跡と直接の関係性が薄い

2. 認識サイン **D** 名称表示(岐阜城跡を構成する要素に関する名称表示)

			
台帳番号	Mt-018	台帳番号	Mt-022
名称	斎藤道三 織田信長ゆかりの岐阜城	名称	道三・信長ゆかりの岐阜城 (むかしは稲葉山城)
設置者	岐阜城ライオンズクラブ	設置者	不明
設置位置	下台所 分岐点(天守を眺める位置)	設置位置	上台所園路沿い(天守を眺める地点)
表示内容	モニュメント的な名称表示	表示内容	モニュメント的な名称表示
評価	(機能)・モニュメント的なサインの必要性を検討 (場所性)・サインが巨大で、分岐点の表示が分かりにくくなっている。	評価	(機能)・モニュメント的なサインの必要性を検討 ・表示内容を再検討

3. 案内・誘導サイン

**F** 道標等による案内・誘導(遺構への誘導)

	
台帳番号	Mt-021
名称	戦国時代の軍用井戸 金銘水
設置者	不明
設置位置	上台所の園路沿い
表示内容	上台所 井戸跡への案内・誘導
評価	(機能、場所性) 遺構への案内誘導は必要 (その他) 記載内容の修正が必要。

②史跡の価値とは直接的な関係のない名称表示

		 <p>左…堀切く下台所園路沿い 右…ロープウエー乗り場前</p>	
台帳番号	Mt-036	台帳番号	Mt-037, Mt-069
名称	金華山 刀利天狗	名称	千成ひょうたん発祥の地
設置者	不明	設置者	不明
設置位置	堀切～下台所園路沿い	設置位置	堀切～下台所園路沿い(Mt-037)、 ロープウエー乗り場前(Mt-069)
表示内容	名称表示	表示内容	名称表示
評価	(機能)・岐阜城跡と直接の関係性が薄い	評価	(機能)・岐阜城跡と直接の関係性が薄い

## 第2節 山林部の解説サイン配置計画

### 1. 現状の整理

山林部は、その範囲のほとんどが国有林であり、国（林野庁）の管理のもと、森林の保護が図られている。そのうち登山道については、明治・大正期の金華山の公園整備の中で、登山道の整備が行われ、以来現在まで山上と山麓をつなぐ道として、またハイキングを楽しむ道として、利用されている。

また山林部は、登城路や砦跡など、戦国時代に城郭遺構が多数分布していることが、近年の調査から明らかになった。これらについての解説サインは、現状では未整備である。よって、登山道沿いの主要要素については、調査成果等をもとにして解説サインを整備する必要がある。

これらをふまえ、今後の山林部の解説サインの整備を実施するにあたり、サインの望ましい配置や表示内容を検討した。

#### (1) 既設説明板の現状

##### 1) 既設説明板の分類と整理

山上部と同様に、山林部についても「金華山・看板標識台帳」をもとに、史跡内の要素について説明したものや、岐阜城跡の歴史を解説した説明板を抽出し、整理を行った。

山林部の解説サインは、合計 14 基存在する。これらについて、山上部と同じく、「第3章 第1節 サインの機能的な分類」(P.43)に従って下記の通り分類を行った。

#### 1. 解説サイン

**A** 主に岐阜城跡の歴史・概要に関する解説をしたもの・・・4基

**B** 城郭遺構等、史跡を構成する要素について解説したもの・・・4基

**B** 主に登山道に関する事項を説明したもの・・・4基

#### 2. 認識サイン

**D** 岐阜城跡を構成する要素に関する名称表示・・・1基

**②** 史跡の価値とは直接的な関係のない名称表示・・・1基

##### 2) 既設説明板の現状まとめ

1 について、史跡の価値を構成する要素についての解説は合計 13 基ある。登山道入口（水手道・七曲登山道・岩戸公園北側・達目洞）に、史跡の総合的解説サインを設置したが、未設置の登山道もある（百曲登山道・大釜登山道）。また、既存のものについても記載内容についても再検討が必要である。

構成要素の解説サインについては、自然の価値及び信仰の価値の解説はあるが、砦跡等の城郭的価値に関する解説サインはない。砦跡等の城郭遺構等についても、解説サインを配置することを検討しなければならない。また、既設の自然的要素の価値を示すサインについても、機能・場所性を考え、あり方を再検討する必要がある。

その他、登山道の解説サインは、西側の登山道は重複・乱立しているのに対して、東側の登山道にはほとんどないところもあるため、整備が必要と考えられる。

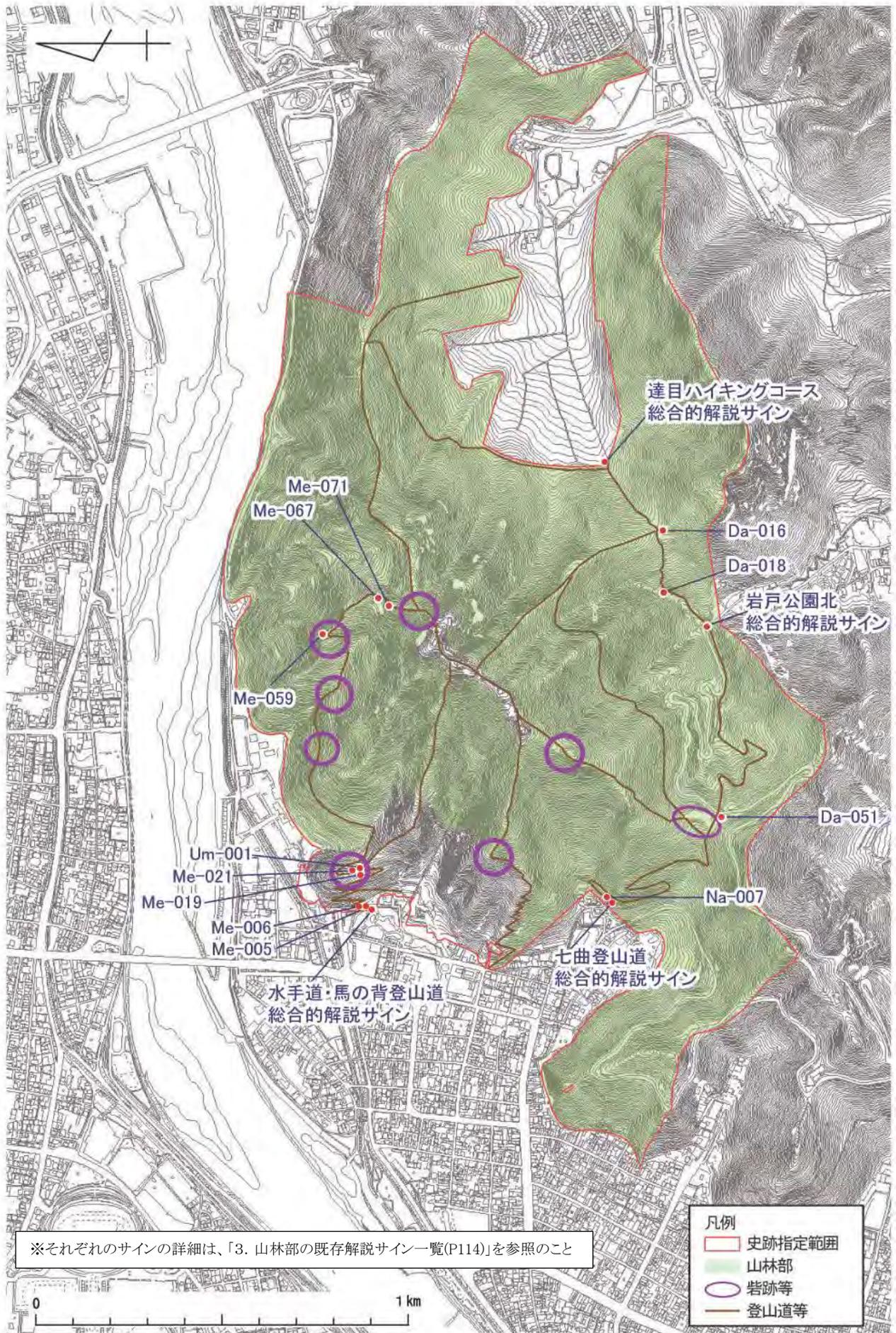


図 6-3 既設説明板設置位置図及び要素位置図 (山林部)

## (2) 山林部の遺構の分布と利用状況の整理

### 1) 解説すべき山上部の要素

山林部では、過去に実施した分布調査により、砦跡と考えられる遺構（石垣や平坦地等）の存在が確認されている。史跡全体の詳細調査は未実施だが、登山道沿いについては、概ね把握できている。これらの価値と、砦跡からの眺望を来訪者に伝える必要がある。また、登山道の中には往時の登城路として使用されていたと考えられる道もある。また、信仰の価値としても、水手道途中には旧伊奈波神社と推定される「丸山」がある。

これら、史跡の価値を構成する重要な要素について、平易な表現で来訪者に解説する必要がある。

### 2) 山林部の利用状況の整理

山林部を利用する場合、6か所ある登山道の登り口から登山する。これらの登山道入口（登り口）は、概ね史跡範囲の境界付近であり、来訪者の史跡の利用起点となるため、史跡の概要や歴史等は各登山道の登り口において解説することとなる。

また、史跡内には約10の登山道があり、それぞれが複雑に接続・分岐している。利用者が道に迷わないよう、分岐点や中間点において適切に案内・誘導する機能が必要である。

## 2. 整備方針と配置計画

### (1) 整備方針

既設説明板の現状と、山林部の現状を踏まえて、解説サインの整備方針については、以下のよう定める。

- ・史跡の概要や歴史等の全体的な解説は、動線の起点(登山道入口)においてのみ行う。
- ・史跡の価値を示す、重要な遺構(砦跡や登城路、信仰の要素等)においては、その解説サインを整備する。
- ・来訪者の安全を確保するため、登山道から外れて存在する砦跡等については、現地での解説・誘導は行わない。
- ・解説サインはなるべく平易な文章となるように努め、文字数は100文字程度とする。  
また、歴史的な解説は史実や調査成果に基づいた、信憑性の高いものとするよう努める。
- ・名称・解説文は、基本的に英文を併記する。また、名称表示についてのみ、その他の言語の併記も検討する。
- ・下記表の性格を持つサインについては、今後極力設置しない。また、これらの性格を持つ既設サインについては撤去・移設を検討する。

表6-2 設置を避けるべきサイン（山林部）

・史跡と直接関係のない事項についての解説及び名称表示
・既に設置されているサインと同じ事項についての解説（重複を防止）
・来訪者の円滑な移動の妨げとなるサイン

### (2) 配置計画

整備方針を踏まえ、山林部における解説サインの今後の配置を次頁の図のとおり検討した。既存サインを再利用できるものについては、極力これを利用する。

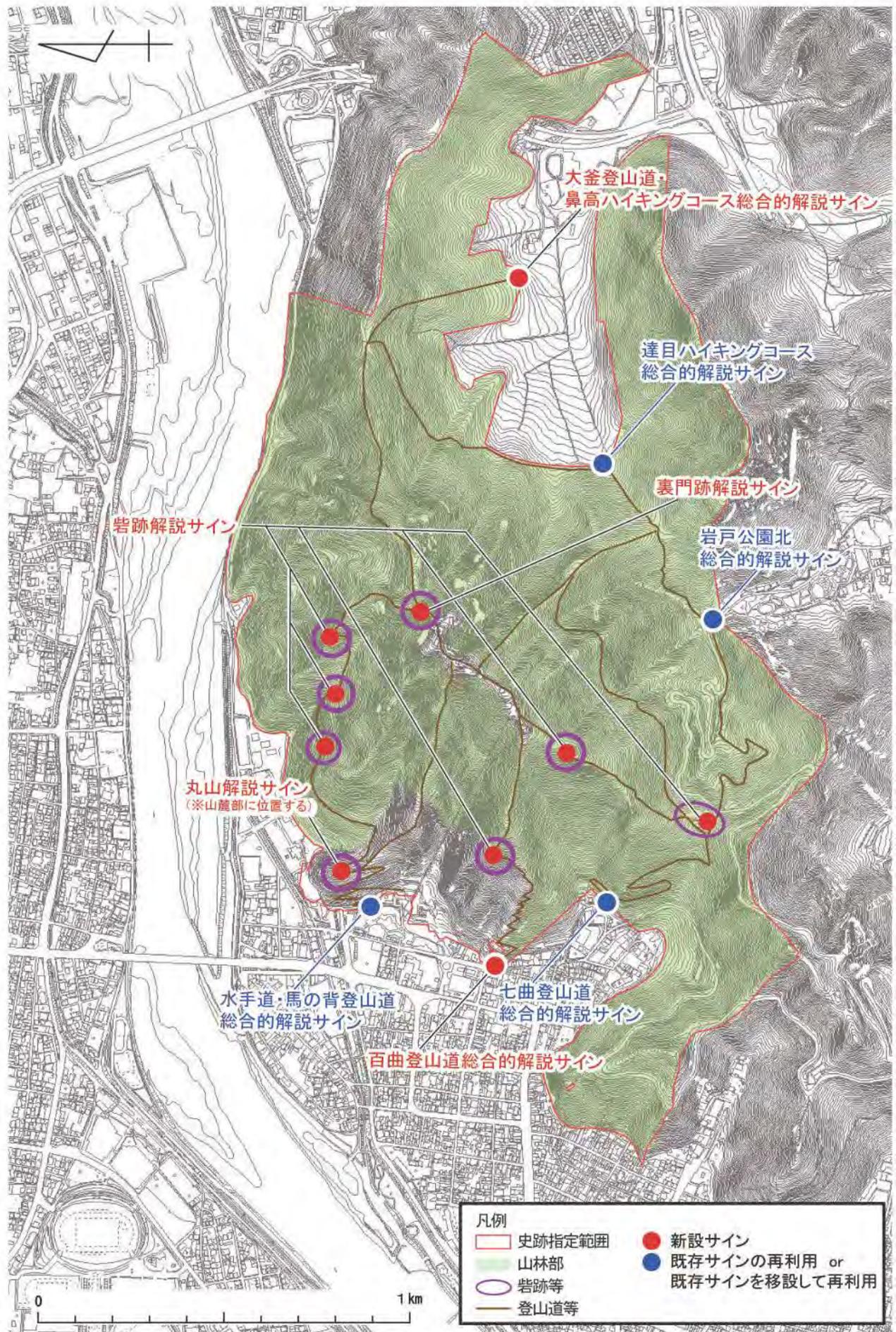


図 6-4 山林部解説サイン配置計画図

### (3) 各解説サインに表示する内容

全体の整備方針等も考慮し、山上部の各ポイントの解説サインに表示する内容は以下の通りとなる。

#### ●地区拠点（各登山道登り口）

- ・ 史跡の名称表示（「史跡岐阜城跡」）
- ・ 史跡の概要や歴史等について、総合的解説
- ・ 登山道の表示・説明
- ・ 地図による案内・誘導（必要に応じて）
- ・ 山上までの距離、時間 等

#### ●個別要素（遺構等）

- ・ 個別要素の解説（遺構の名称、簡単な解説、理解を助ける図や写真 等）

## 3. 山林部の既存解説サイン一覧

- 本項は、山林部の既存解説サインの現状を整理した資料で、平成 23 年度に岐阜市が調査を実施し作成した「金華山看板台帳」を基に作成した。
- サインは、「第3章 第1節 サインの機能的な分類」(P.43)の分類別に整理を行った。
- 整理した項目は、台帳番号、表示されている名称、設置者、設置位置、表示内容、その解説サインの評価等である。
- 形態・意匠、記載内容が同じのものについては同一種類のサインとして取り扱い、まとめている。
- 「設置者」は、基本的にサインに記載のある団体名とした。(不明)としたものについては、サインに団体名等の記載がなかったことを示す。ただし、明らかに設置・管理者が特定できるものについては記載している。
- 評価については、基本方針等から導かれるそのサインの評価(サイン機能、サインの場所性、記載内容の妥当性等)を記している。

1. 解説サイン A 史跡岐阜城跡の概要・歴史等の解説  
 (主に岐阜城跡の歴史・概要に関する解説をしたもの〔1/1〕)

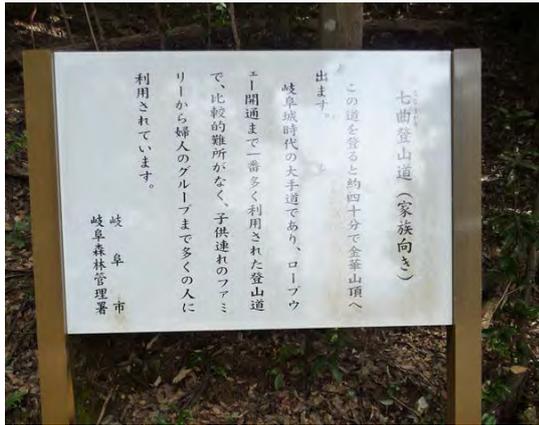
			
台帳番号	-	台帳番号	-
名称	史跡岐阜城跡	名称	史跡岐阜城跡
設置者	岐阜市・岐阜森林管理署	設置者	岐阜市・岐阜森林管理署
設置位置	七曲登山道登り口	設置位置	水手道登り口
表示内容	史跡の総合的解説、登山道等について解説。	表示内容	史跡の総合的解説。登山道等について解説。
評価	(機能) 動線起点に必要な機能を備えている。 (場所性) 妥当 (その他) 記載内容を再検討	評価	(機能) 動線起点に必要な機能を備えている。 (場所性) 妥当 (その他) 記載内容を再検討
			
台帳番号	-	台帳番号	-
名称	史跡岐阜城跡	名称	史跡岐阜城跡
設置者	岐阜市・岐阜森林管理署	設置者	岐阜市・岐阜森林管理署
設置位置	岩戸公園北 登山道登り口	設置位置	達目洞登り口
表示内容	史跡の総合的解説、登山道等について解説。	表示内容	史跡の総合的解説、登山道等について解説。
評価	(機能) 動線起点に必要な機能を備えている。 (場所性) 妥当 (その他) 記載内容を再検討	評価	(機能) 動線起点に必要な機能を備えている。 (場所性) 妥当 (その他) 記載内容を再検討

1. 解説サイン B 重要な遺構・地区や眺望等の解説

(城郭遺構等、史跡を構成する要素について解説したもの〔1/1〕)

台帳番号	Me-019 / Da-051	台帳番号	Me-067
名称	金華山の地質	名称	ヒトツバ
設置者	金華山サポーターズ	設置者	不明
設置位置	丸山 / 達目ハイキングコース(七曲峠付近)	設置位置	水手道
表示内容	金華山の地質についての説明	表示内容	自生している植物の説明
評価	(機能)・自然的要素の説明は必要。 ・解説内容の検討が必要。 (場所性)再検討が必要	評価	(機能・場所性)自然的要素の解説自体は必要。この植物のみを限定して解説する必要があるか、再検討 (その他)老朽化が進んでいる。
台帳番号	Me-059 / Me-071	台帳番号	Me-021
名称	ビューポイント	名称	烏帽子岩
設置者	不明	設置者	岐阜市
設置位置	水手道(2箇所)	設置位置	丸山
表示内容	眺望の解説	表示内容	丸山の解説
評価	(機能)・景観に関する解説は必要。 ・解説内容を再検討する必要がある(岩跡等の歴史性も踏まえた解説) (その他)老朽化が進んでいる。	評価	(機能)信仰の要素の説明は必要 (場所性)妥当 (その他)記載内容の再検討が必要

1. 解説サイン **B** 重要な遺構・地区や眺望等の解説  
 (主に登山道に関する事項を説明したもの)

			
台帳番号	Na-007	台帳番号	Um-001
名称	七曲登山道(家族向き)	名称	【注意】馬の背登山道
設置者	岐阜市・岐阜森林管理署	設置者	岐阜市・岐阜森林管理署
設置位置	七曲道の登山口	設置位置	丸山 分岐点
表示内容	登山道の説明	表示内容	登山道の表示・注意喚起
評価	(機能)すぐ近くに総合的な説明板が存在し、重複している。 (場所性)妥当	評価	(機能)分岐点における表示は必要 付近に同様の説明板があり、重複。 (場所性)妥当 (その他)解説内容や量の再検討が必要。
			
台帳番号	Me-005	台帳番号	Me-021
名称	めい想の小径	名称	めい想の小径と馬の背登山道
設置者	(不明)	設置者	岐阜市・岐阜森林管理署
設置位置	めい想の小径	設置位置	丸山
表示内容	登山道の説明	表示内容	登山道の説明
評価	(機能)近くに総合的な説明板があり重複 (場所性)登り口より少し離れている	評価	(機能)登山道の解説は必要 (場所性)登山道入口の総合的な説明板と重複している。 (その他)記載内容の再検討が必要

2. 認識サイン D 名称表示(岐阜城跡を構成する要素に関する名称表示)



台帳番号	Da-016
名称	妙見峠
設置者	不明
設置位置	達目ハイキングコース(東坂との分岐点)
表示内容	地名の名称表示
評価	(機能・場所性)地名の表示は必要 (その他)木製のため、今後老朽化が進むと思われる。

②. 史跡の価値とは直接的な関係のない名称表示



台帳番号	Da-018
名称	ぶじかえる岩
設置者	不明
設置位置	達目ハイキングコース
表示内容	付近の岩の説明
評価	(機能)・岐阜城跡と直接の関係性が薄い